

令和2年1月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

- 1、開催日時：令和2年1月10日（金）
午後2時00分から午後3時00分
- 2、開催場所：高森町役場 第1.2委員会室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番		8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番			

- 4、欠席委員：7番 矢津田 勇次

5、議事日程

- 第1 議第38号 議事録署名委員の指名に関する件
- 第2 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 第3 議第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件
- 第4 議第40号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】
- 第5 議第41号 農業委員会の法令遵守の申し合わせについて

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局 本日は、高森町農業委員会委員14名のうち13名の方が出席されておられます。高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますので、議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、まず会長より御挨拶を申し上げます。

議長 明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年の1月の総会を始めさせていただきます。

議事の日程表がございます。

「議第38号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和2年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 一任します。

議長 はい。一任ということでございますので、今日は6番の工藤進二委員と7番が欠席でございますので、8番の岡本房雄委員をお願いいたします。よろしく申し上げます。

続きまして、「報告第10号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和2年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらにつきましては報告事項となっておりますので、事務局のほうから説明させていただきたいと思います。

今回、5件ございまして、まず4ページをお開きください。番号1、内容のほうは4ページのとおりとなっております。補足資料については、2ページのとおりとなっております。こちら、補足資料のほうに2ページと3ページについて訂正がございます。〇〇〇〇様宅となっておりますが、これは先月、〇〇〇〇〇〇〇〇さんと農地法3条により、もう〇〇〇〇様の所有地ではなく〇〇〇〇〇〇〇〇様の土地になっておりますので、こちらは訂正のほうをよろしく申し上げます。〇〇〇〇様宅ではなく、〇〇〇〇〇〇〇〇様の、牛舎、になっております。

続いて、番号2、こちらにつきましても、内容は4ページのお

り、補足資料は3ページから4ページになっております。こちらにつきましても、〇〇〇〇様宅が誤りですので、訂正をお願いします。

続きまして、番号3、こちら4ページのとおりとなっております。補足資料は、5ページとなっております。

続きまして、番号4、こちら4ページのとおりとなっております。補足資料は、6ページのとおりです。

続きまして、番号5、こちらは4ページのとおりとなっております。こちらは贈与です。補足資料は、7ページのとおりとなっております。

議長 今、説明がございましたけれども、何かございますか。

9番委員 これは、〇〇〇〇というのは、これはいつからされているんですか。

事務局 これは先月の総会で出た3条の案件です。

9番委員 この申請前はどこにいたのか。この原本どおりだった。

事務局 こちらは単純に事務局が前の所有者で書いた誤りになります、です。先月の総会で変わっております。

議長 ほかにございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないようでございますので、報告のとおりといたします。

続きまして、「議第39号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に付する。

令和2年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 1番につきましては、5番の色見委員のほうから説明をしていただきます。

5番委員 5番、色見です。

議第39号、農地法第3条審議資料の1番につきましては、売買による所有権移転でございます。よろしくようお願い申し上げます。補足資料は、9、10ページの資料になります。

議長 1番につきましては、説明をいただきましたけれども、何か御質問等ございませんでしょうか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないということでございますので、1番につきましては、そのように決定をいたします。

続きまして、2番に移りますが、この件につきましては、7番の委員さんが欠席でございますので、私のほうにと言っておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

議第39号、農地法第3条審議資料、番号2につきましては、6

ページのとおりでございます。それから、補足資料といたしましては、11ページから13ページまででございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

事務局 委員長、すみません、一つ補足説明させていただきます。一番最初の相続の案件でありましたものと同じ地番になります。ですので、ここも〇〇〇〇様宅ではなく、〇〇〇〇〇〇〇〇様が正しい表示になりますので、訂正をお願いいたします。

議長 ここは、原野というところも一部ありますが、原野化しとるところというのは、現時点ではないんですかね。

事務局 補足資料の12ページから13ページを見てもらいますと、現地の写真が4枚ございます。現在、既にもう〇〇〇〇〇〇〇〇さんのほうが耕作をされているような状況となっております。

議長 はい、わかりました。
ほかにございませんか。

(複数委員) ありません。

議長 ないようでございますので、2番につきましてもこのとおりの決定をいたしたいと思えます。

続きまして、「議第40号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件。【中間管理】。

別紙のとおり、本委員会に報告する。

令和2年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

こちらのほうは、事務局のほうから農業経営基盤強化促進法に係るということで説明させていただきます。

補足資料の14ページをお開きください。①から⑯まで、こちらすべて関連した案件になります。内容を申し上げますと、こちらが農事組合法人〇〇〇〇という、〇〇地区の法人が去年の11月13日に設立総会をしまして、今年1月6日に法人登記をして、正式に法人となっております。高森町では、〇〇〇〇〇〇〇〇さんに続く集落営農法人ということで、2番目の法人さんということで、今年から法人として活動をされていきます。その中で、中間管理を、この1番から16番の方が組合員となりますが、その方たちの土地を〇〇〇〇のほうで中間管理機構を通じて借り受けるというような内容となっております。

説明のほうを、この所有者ごとに①から⑯を通して私のほうから説明を申し上げたいと思えます。

それでは、9ページをお開きください。こちら、9ページの番号1から2、こちらは内容が9ページから10ページのとおりとなっております。この番号が1と2、分かれているのは、賃貸借契約と

使用貸借ですね、0円の契約ということで同じ所有者さんですが番号のほうを分けさせていただいております。補足資料のほうが15ページとなっております。

続きまして、番号3、こちらは10ページから11ページのとおりとなっております。補足資料については、16ページから17ページのとおりとなっております。

続いて、番号4、こちらは11ページから12ページのとおりです。補足資料は、18ページのとおりとなっております。

続きまして、番号5から番号6、こちらは12ページから14ページのとおりです。補足資料は、19ページから20ページのとおりとなっております。

続きまして、番号7、こちら内容は15ページのとおりとなっております、補足資料は21ページのとおりです。

続きまして、番号8、こちら15ページのとおりとなっております。補足資料は、22ページのとおりです。

続きまして、番号9から番号10、こちらは15ページから17ページのとおりです。補足資料は、23ページから25ページです。

続きまして、番号11から番号12、こちらは17ページから20ページのとおりとなっております。補足資料は、26ページのとおりです。

続いて、番号13、こちらは20ページのとおりとなっております。補足資料は、27ページです。

続きまして、番号14から番号15、こちらは20ページから22ページのとおりです。補足資料は、28ページから29ページです。

続きまして、番号16、こちらは22ページの内容となっております。補足資料は30ページです。

続きまして、番号17から番号18、22ページから24ページとなっております。補足資料は、31から32ページです。

続きまして、番号19から20、24ページのとおりです。補足資料は、33ページです。

続きまして、番号21、24から25ページのとおりです。補足資料は、34ページのとおりとなっております。

続きまして、番号22、内容は25ページのとおりです。補足資料は、35ページ、36ページです。

番号23、こちら25ページの最終段のとおりです。補足資料は、37ページのとおりとなっております。

議長 議第40号につきましては、相当筆数、件数、多いですが、何も

御意見ございませんか。

(複数委員)

ありません。

議 長

御意見もございませんので、報告のとおりとさせていただきます。

議 長

それでは、冒頭に事務局のほうからお話がありましたように、追加の案件です

「議第41号」

事 務 局

農業委員会法令遵守の申し合わせについて。

農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、高い倫理観を持ち、法令を遵守し、公正にその職務を遂行することが必要不可欠である。よって、各事項について過去に申し合わせ決議する。

議 長

はい。それでは、手元に資料がお配りをしてあると思いますけれども、私が順を追って読み上げますので、その後、大きい声で自分の肝に銘じるようなつもりで唱和をしていただきたいと思います。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

(複数委員)

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り、適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

議 長

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

(複数委員)

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

事 務 局

令和2年1月10日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長

これは、議事録といたしますか、議案書の裏に必ず綴じ込んでもらいます。

これを持ちまして、本日の議案は終了いたします。

令和2年1月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員